## 人事労務通信



社会保険労務士事務所

〒812-0011

Fax092-982-6170 E \*/- \*/ akiko@b-souken.com



2023年は温暖な天候が続き、穏やかな新 年を迎えました。

昨年末は、明治神宮外苑で孫と鬼ごっこやボ ール投げを楽しむことができました。

今年が、平和で誰もが暮らしやすい1年になることを願っています。



### 法改正情報

老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

被用者保険の適用拡大に伴い、長期加入者特 例に該当する障害者・老齢厚生年金を受給して

## 祐徳稲荷に初詣

2023年が明け、佐賀県鹿島市の祐徳稲荷神

社に初詣で に出かけま した。





いる65歳未満の方のうち、障害者(※1)または 長期加入者(※2)の特例対象者が厚生年金保険 の被保険者になると、年金の定額部分が全額支 給停止となります。

- ※1 障害の状態 (障害厚生年金保険の1級から 3級に該当する障害の程度) にある方
- ※2 厚生年金保険の被保険者期間が44年(共 済組合等の期間は含みません)以上ある方

ただし、令和4年10月1日施行の被用者保険の適用拡大によって、厚生年金保険の被保険者となった方が、次の条件のいずれにも該当する場合は、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

#### 【 経過措置の対象となる条件 】

- 令和4年9月30日以前から障害者・長期 加入者の特例に該当する老齢厚生年金を受給 している方
- 令和4年9月30日以前から引き続き同一 の事業所に使用されており、次のアからウの いずれかの理由により、令和4年10月1日 (施行日)に厚生年金保険に加入された方
  - ア. 士業の適用業種追加による資格取得
  - イ.特定適用事業所の企業規模要件の見直しによる資格取得
  - ウ. 短時間労働者の勤務期間要件の撤廃によ る資格取得

# 「障害年金」認定申請の手続き

Q&A

Q:障害年金を受給したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A:障害年金を受給するためには、①初診日② 保険料の納付③障害の状態を満たす必要 があります。

Q:「3つの要件を満たす」とは、具体的には どのようなことですか。

A:①「初診日の要件」は、発達障害で知的障害を伴う人の初診日は「生まれた日」となります。知的障害がない場合は「初めて病院を受診し、病気が診断されたた日」です。②「保険料の納付要件」は、初診日に年金に加入(20歳未満と60歳から64歳は、国内に居住していたこと)し、初診日が20歳以降の場合、初診日の前日の時点で①初診日があった月の前々日までの1年間に保険料の未納がないことです。

Q:「障害の状態を満たす要件」は、どのよう なことですか。

A:初診日から原則1年6カ月過ぎた日を「障害認定日」といいます。その時点で、医師の診断書等によって、障害認定基準により判断されます。

Q:簡単な仕事についている場合はどうなりますか。

A: 就労している場合も、仕事の内容や職場で 受けている援助、ほかの従業員との意思疎 通の状況などによって確認されます。

これらによって、障害認定基準に該当すると判断される必要があります。

Q:初診日から症状がひどくなっている場合は どうすればいいですか。

A:障害認定日の状態が基準に該当しないときは、現在の病状で「事後重症請求」を行う必要があります。申請手続き等については、いくつかの条件等がありますのでご相談下さい。

## 都心から富士山



昨年の暮れから

行動制限の規制が緩和され、正月に掛けて子や 孫たちとの交流を目的に東京へ。宿泊したホテル15階の部屋からは、遠くに雪化粧の富士山 を拝むことが出来て最高でした。









庭のバラが咲き続けています。切り花にして 部屋に飾りました。きれいです。



今年、健康で過ごせるように、ウォーキングをはじめよう思っています。

昨年、吉野ケ里歴史 公園の年間パスポート をシニア割(年間20 00円、駐車料無料)で

購入して、数回、歩きに出かけました。

これが今、期限切れになったままになっていますが、すぐに復活購入して、今年は、毎週とはいかないと思いますが、月に2回くらいは歩きに出かけたいと思っています。



#### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子 TEL092-982-4188 FAX 092-982-6170

Eメール: akiko@b-souken.com